

# 東大和市青少年対策第二委員会の2019年度管外視察 研修実施報告書

東大和市青少年第二地区委員会  
2019年09月18日

東大和市青少年対策第二委員会の2019年度管外視察研修は青少年課及び南街児童館からの参加もあり、山梨県甲府少年鑑別所の見学及びブドウ狩りを実施しました。当日は多少降雨がありましたが見学等には支障がありませんでした。特に鑑別所では大変丁寧な説明をしていただき、鑑別所の業務の内容を改めて理解する事が出来、大変有意義な研修であったと思います。昼食及びブドウ狩りも研修の一部として楽しむ事が出来ました。

東大和市駅前を午前8時30分に出発



午前10時30分に甲府少年鑑別所に到着



建物全景



所員より説明を受ける参加者の皆様



## 法務少年支援センター 甲府のご案内

当所は、「法務少年支援センター甲府」として、非行や問題行動に関することを始め、青少年が抱える悩みについて、相談に応じています。ご本人、ご家族のほか、学校の先生など、関係者の方にもご利用いただけます。

相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にお問い合わせください。

### 相談予約

☎ 055-241-7747

### 受付時間

9:00～16:30（月から金曜日）  
\*祝祭日と12/29～1/3は除きます

非行や問題行動に関する講演、法教育（少年司法の概要に関する授業等）、当施設の見学も随時受け付けています。



## 甲府少年鑑別所のしおり



〒400-0055  
甲府市大津町2075-1  
Tel. 055-241-1881

## 少年鑑別所とは

非行を犯した20歳未満の少年を、家庭裁判所の決定（観護措置）により、**審判**を行うまでのおおむね4週間（最長8週間）収容し、少年を理解し、なぜ非行を犯すようになったのか、どうすれば非行を犯さなくなるか、また、立ち直りのために必要な**処遇**は何かを心理学、社会学、教育学、医学などの専門的な立場から調査・診断（鑑別）する法務省所管の国立の施設です。

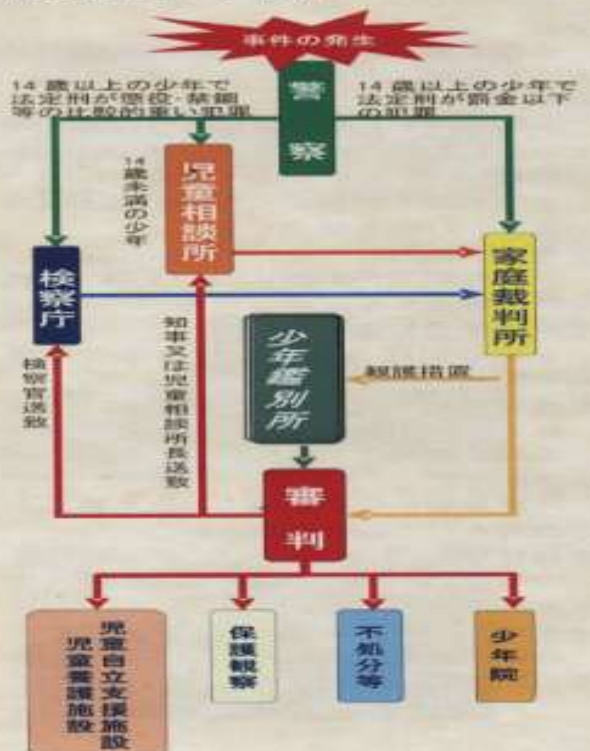
少年鑑別所では、少年に面接や心理検査、行動観察等を行い、**鑑別結果通知書**を作成します。鑑別結果通知書は、家庭裁判所に送られ、裁判官が少年の今後の処遇を決定する上での判断材料となるほか、**保護観察所**や**少年院**にも送られ、指導上、活用されます。

少年鑑別所は、各県におおむね1施設ずつ設置されています。甲府少年鑑別所は、最も規模の小さな施設の1つです。少年鑑別所では、**法務技官**や**法務教官**と呼ばれる職員が働いています。



## 事件の発生から 少年審判まで

事件の発生から少年鑑別所を退所するまで、少年はおおまかに下記の流れをたどります。





プロジェクターにより説明を受けました。主要内容は下記の通りです。



### 少年鑑別所

- 家庭裁判所の求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行う
- 家庭裁判所などの決定により少年鑑別所に収容される者に対し健全な育成のための支援を含む関与処遇を行う

### 少年鑑別所

地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助も行う  
法務省所管の施設

### 沿革

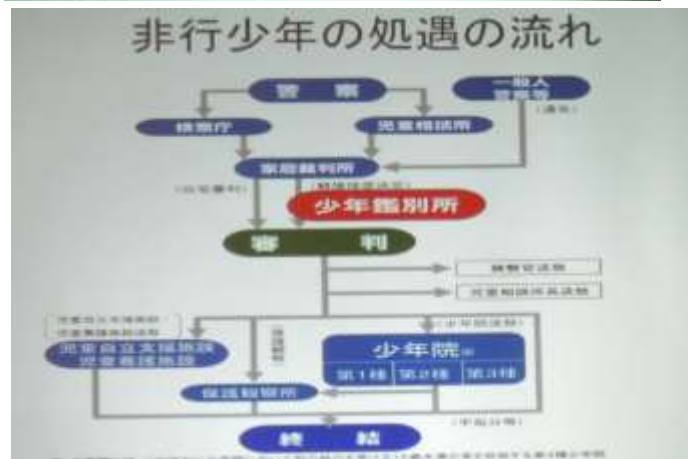
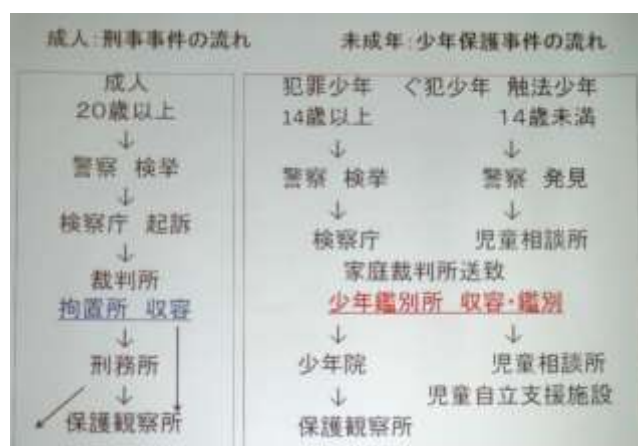
- 昭和24年1月 甲府少年観護所及び甲府少年鑑別所 甲府刑務所内（甲府市朝氣）に設置
- 昭和24年4月 山梨以徳会（甲府市青沼2丁目）の一部を借用し移転
- 昭和26年1月 旧施設竣工（甲府市東光寺1丁目 / 甲府市障害者センター所在地）
- 昭和27年8月 「甲府少年鑑別所」に統合・改称
- 平成元年4月 現在地（甲府市大津町）での業務開始



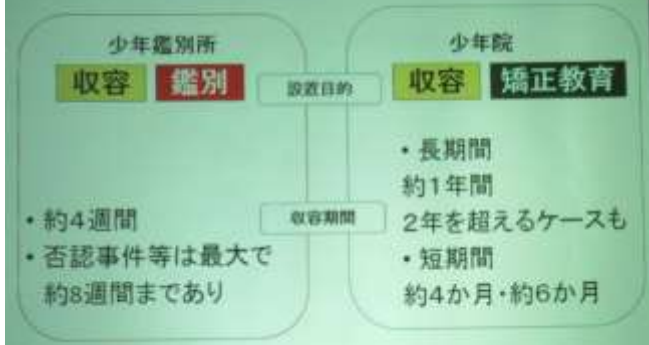
### 非行少年とは

20歳未満（少年法第2条）

- 犯罪少年**  
犯罪として法定され、刑が定められる行為のあった14歳以上の少年
- 触法少年** ※14歳に満たない者の行為は罰しない（刑法第41条）  
犯罪として法定され、刑が定められる行為のあった14歳未満の少年
- ぐ犯少年**  
保護者の正当な監護に服さないこと、正当な理由なく家庭に寄り付かないこと、不良者と交際し、又はいかがわしい場所に入出入りすること、自己又は他人の徳性を害する行為をすることの事由があり、性格又は環境に照らし将来犯罪行為又は触法行為を行うおそれがあると認められる少年



## 少年鑑別所と少年院の違い



## なぜ鑑別が必要か

◎同じ傷害事件でも...

動機(原因)が異なる

- |          |   |         |
|----------|---|---------|
| 「かつとなって」 | → | 統制力の向上  |
| 「仲間の手前」  | → | 仲間関係の改善 |
| 「目立ちたがり」 | → | 正しい自己主張 |
| 「ひがみっぼい」 | → | 考え方の修正  |
| 「妄想」     | → | 治療      |



働き掛けが異なる

## 少年鑑別所の「鑑別」 法務少年支援センターの「機関等への地域援助」



所内を見学後、鑑別所玄関で参加者全員で写真撮影(尚所内施設は撮影禁止でした)





昼食状況(里の駅で昼食)



参加者食事状況



ブドウ狩り；下記の古屋甲玉園でブドウ狩りを行いました。

笛吹市指定観光園 ●桃●ぶどう●柿 狩り

FURUYA KOUGYOKU-EN 県外直送承ります

# 古屋甲玉園

園主 古屋和博  
認定農業者・エコファーマー

〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1139-1【県立博物館正面】  
TEL 055-262-7538 FAX 055-267-7513

笛吹市指定観光園  
古屋甲玉園

## フルーツ狩り シーズン

- 桃 ● 7月上旬～8月下旬
- デラウエア ● 7月中旬～8月上旬
- 巨峰 ● 8月上旬～9月下旬
- ピオーネ ● 8月中旬～9月上旬
- シャインマスカット ● 8月下旬～10月中旬
- 柿 ● 10月中旬～11月中旬

他にも多種類のぶどうをご用意してます!  
(天候により収穫時期が多少ズれることもあります)

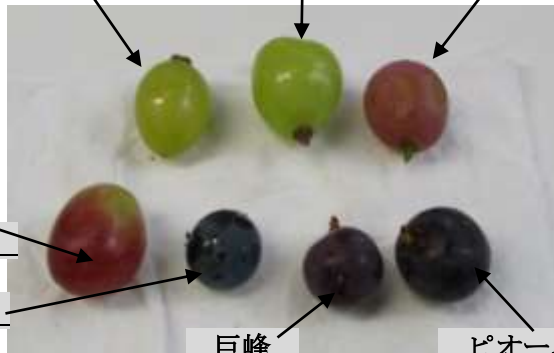
7種のブドウの試食



ジュエルマスカット

シャインマスカット

クイーンニーナ



サニードルチェ

ベリーA

巨峰

ピオーネ

試食状況



売店



古屋甲玉園のブドウ畑(ブドウが鈴なりでした)





# 少年鑑別所とは

## ■ 成り立ち

昭和24年の少年法及び少年院法の施行により発足し、平成27年施行の少年鑑別所法(平成26年法律第59号)に基づき業務を行っています。

各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されています。

## ■ 設置目的と業務の概要

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする、法務省所管の施設です。

### ● 鑑別

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

### ● 観護処遇

観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て(鑑別を除く。)をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。

### ● 地域援助

「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的知識や技術を幅広く活用して、一般の方々や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な活動を行っています。

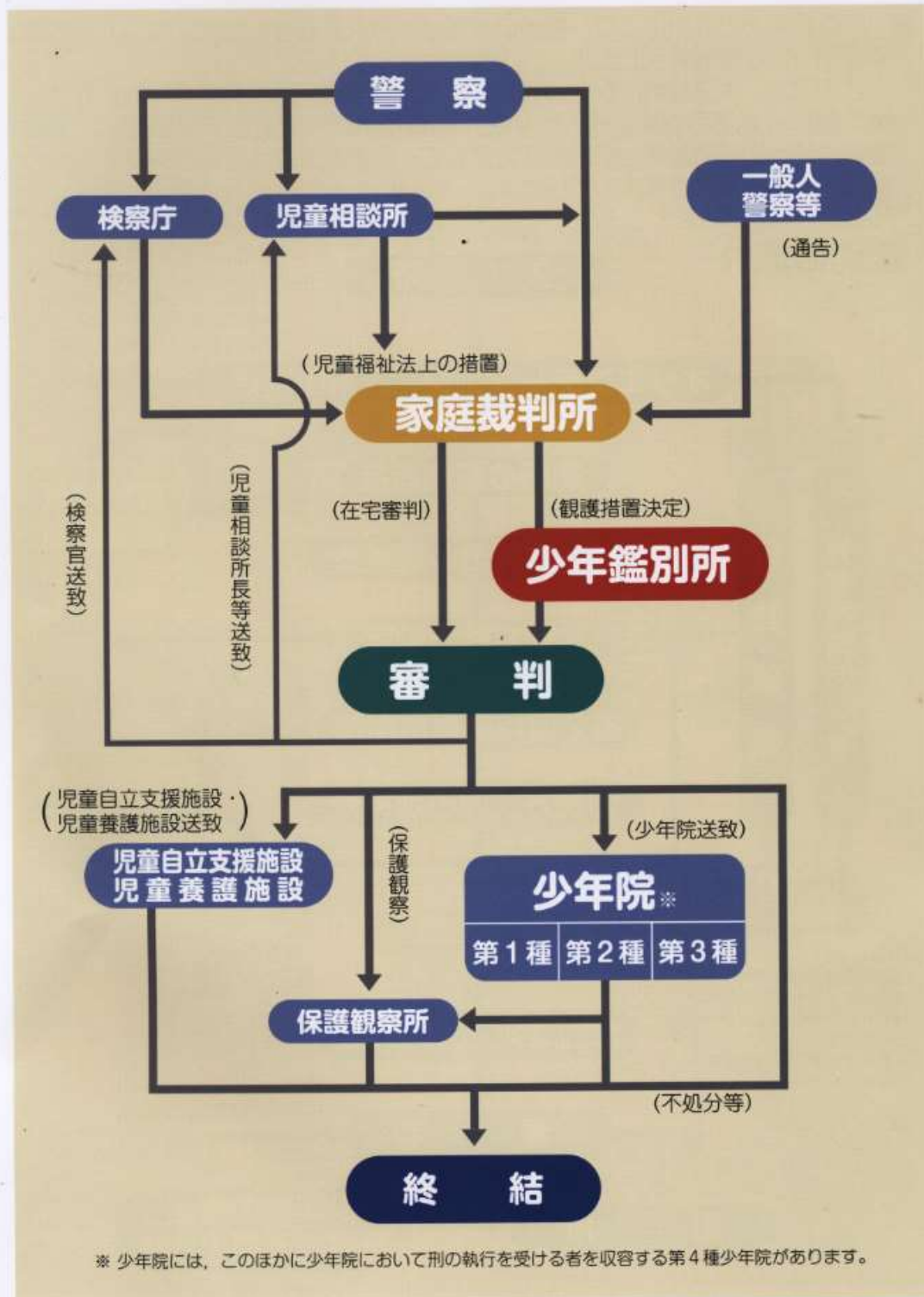
## ■ 少年鑑別所視察委員会

少年鑑別所には少年鑑別所視察委員会が置かれています。

社会一般の方からの意見を聞き、それを少年鑑別所の運営の向上に役立てることを目的とするものです。施設運営の透明性を確保し、社会に開かれた少年鑑別所の運営を目指すものでもあります。



# 少年審判と処遇の流れ



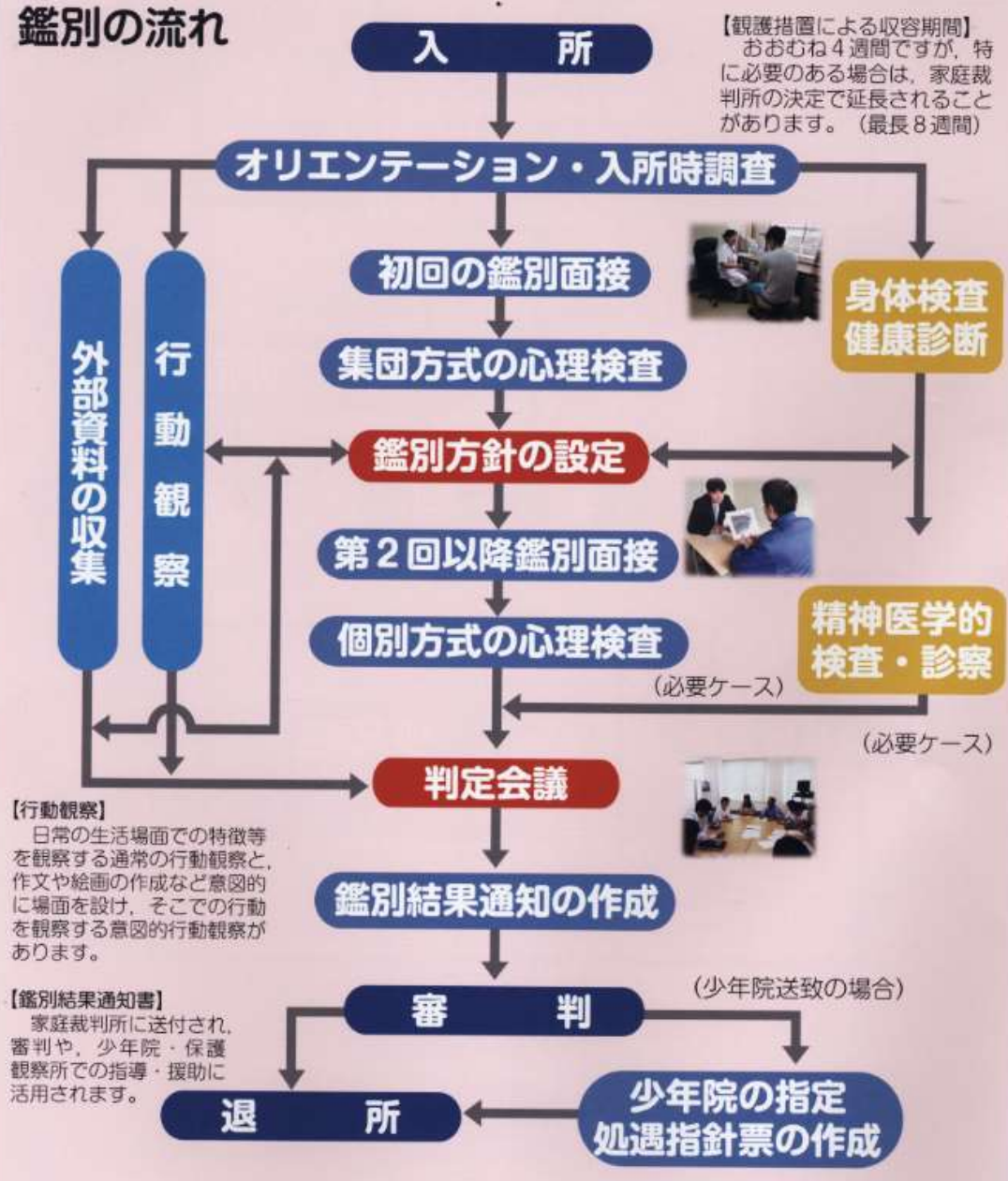


# 鑑別とは

■ 家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した者に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは下図のとおりです。

このほか、家庭裁判所からの求めにより、少年鑑別所に対象者を収容せずに行う鑑別（在宅審判鑑別）、少年院、保護観察所、児童自立支援施設・児童養護施設、刑事施設等からの依頼に応じて、保護処分の執行等に資するための鑑別（処遇鑑別）を実施しています。

## 鑑別の流れ



# 観護処遇とは

- 観護の措置が執られて収容された少年は、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送ります。
- 少年鑑別所では、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。  
また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

## 少年の一日の過ごし方（例）



※イラストは、民間の協力者から提供いただきました。



## 地域とともに

- 少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、次のような御依頼に対応しています。

相談をされた方や内容についての秘密は守られますので、安心してお気軽に御利用ください。

- **一般の方からの相談**

非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係の悩みなどについて、御本人や御家族などからの相談に応じています。

- **心理相談**

性格検査や適性検査など、様々な心理検査の中から相談内容に合わせて適当なものを実施しています。

- **研修会、講演会などへの講師派遣**

学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題についての説明、青少年に対する教育・指導方法についてのコンサルテーションなどを行います。

- **法教育の実施**

児童や生徒などに対して、少年事件の手続の流れ、非行・犯罪（薬物乱用、暴力、万引）の防止などについて分かりやすく説明します。

- **相談の方法**

直接、法務少年支援センターにお越しいただくか、お電話での相談にも応じています。

受付はお電話で行っています。メールでの相談受付を行っている法務少年支援センターもあります。

- **相談料**

利用は無料です。



中学校での講演の様子



専用の相談室



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見をもって、地域社会に貢献しようとする姿勢を示しています。

青少年対策第二地区委員会

## 2019年度管外視察研修案内

初秋の候

2019年度青少年対策第二委員会の視察研修を下記のとおり企画しました！

今年度は山梨県甲府少年鑑別所の見学と秋の味覚フドウ狩りです。



日時:2019年9月18日(水)

★★

集合・解散場所:東大和市駅ロータリー  
出発

集合時間 8:30 集まり次第出発  
到着・見学

遅れないようにお願いします。

各自負担 1000円(昼食代)  
甲玉園

フドウ購入希望の場合  
り(希望者)

予定

★★★タイムスケジュール ★

8:30 東大和市駅集合・

10:30 甲府少年鑑別所

12:20 昼食「里の駅」

13:30 フドウ狩り「古屋

試食とフドウ狩り

16:30 東大和市駅到着

